

令和5年

第6回 阿賀野市農業委員会総会

議 事 録

令和5年6月29日 招 集

阿 賀 野 市 農 業 委 員 会



## 令和5年 第6回阿賀野市農業委員会総会会議録

1 令和5年第6回阿賀野市農業委員会総会は、令和5年6月29日(木) 午後3時30分より、阿賀野市 笹神支所 4階 議場に招集された。

2 出席者は次のとおりである。

### ○農業委員

|             |              |             |
|-------------|--------------|-------------|
| 1 番 本 田 充   | 3 番 齋 藤 正 人  | 4 番 曾 我 憲 司 |
| 5 番 渡 辺 隆   | 6 番 上 松 千 恵  | 7 番 本 間 多佳子 |
| 8 番 皆 川 光 浩 | 10 番 齋 藤 瑞 穂 | 11 番 菅 井 茂  |
| 12 番 渡 邊 悟  | 13 番 笠 原 尚 美 | 15 番 見尾田 正行 |

### ○推進委員

|             |             |              |
|-------------|-------------|--------------|
| 2 番 辻 繁 雄   | 3 番 圓 山 徳 明 | 4 番 塩 田 亨    |
| 5 番 那須野 一 吉 | 6 番 五十嵐 和 則 | 7 番 小 林 隆 司  |
| 8 番 伊 藤 剛 栄 | 9 番 齋 藤 広 範 | 10 番 長谷川 政 男 |

3 欠席委員

○農業委員 2 番 中 村 孝 幸 14 番 小 林 章 男

○推進委員 1 番 渡 邊 聡 11 番 松 崎 学

4 遅参委員 な し

5 早退委員 な し

6 会長の命により出席した者

|      |        |
|------|--------|
| 事務局長 | 五十嵐 明彦 |
| 次長   | 大瀧 秀樹  |
| 係長   | 齋藤 恵   |
| 係長   | 野崎 耕一  |

7 会議の日程は次のとおりである。

|      |                                                     |
|------|-----------------------------------------------------|
| 日程第1 | 議事録署名委員の指名について                                      |
| 日程第2 | 会期の決定について                                           |
| 日程第3 | 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について                       |
| 日程第4 | 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について                       |
| 日程第5 | 議案第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について             |
| 日程第6 | 議案第4号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表(案)について |
| 日程第7 | 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について                        |
| 日程第8 | 報告第2号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積等促進計画の決定について          |

8 審議の結果は次のとおりである。

議長  
(見尾田)

定刻となりましたので、ただ今より令和5年6月定例総会を開会いたします。

只今の出席委員は13名です。定足数に達しております。

本日の欠席委員は、2番 中村委員、14番 小林章男委員の2名であります。

推進委員の欠席は、1番 渡辺聡進委員、11番 松崎推進委員の2名の欠席であります。

それでは、日程第1 議事録署名委員を指名いたします。

9番 阿部委員、10番 齋藤瑞穂委員、11番 菅井委員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

委員

(「異議なし」の声)

議長  
(見尾田)

異議なしと認め、議事録署名委員を9番 阿部委員、10番 齋藤瑞穂委員、11番 菅井委員にすることに決定しました。

続きまして、日程第2 会期の決定について、お諮りします。

会期については、本日1日限りにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

委員

(「異議なし」の声)

議長  
(見尾田)

異議なしと認め、会期を本日1日限りにすることに決定しました。

本日の書記は、五十嵐局長、大瀧次長、齋藤係長、野崎係長であります。

それでは、日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

野崎係長、お願いします。

事務局  
(野崎)

議案書の1ページをご覧ください。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明いたします。今月の申請件数は、所有権移転が1件1筆です。

受付番号7番、寺社字法塔場塚(ほうとうばづか)、地目、台帳は畑・現況が田、地積556㎡です。

譲受・譲渡理由は「耕作利便」と「財産処分」です。

契約の内容は、贈与です。

この案件は農地法の改正により、令和5年4月1日から下限面積が撤廃されたことにより申請が可能となった案件であり、譲受者は家庭菜園として利用する旨、確認済みです。

今後、半年程度を経過後、担当推進委員へ現地調和要件確認を再度依頼します。

以上ですが、本議案について、審査基準の全ての項目について、申請書に記載された内容が、当該審査基準に該当するか否かについて説明を申し上げます。

最初に、申請地に小作人がいるかどうかについては、農地基本台帳及び申請者より該当しないことを確認いたしました。

また、譲受人が権利取得後に、今回取得する全ての農地について耕作されるかという点については、譲受人からの聴取及び農機具等の所有状況から耕作が行われるものと判断いたしました。

議長  
(見尾田)

次に権利取得後の農業従事及び効率的な利用については、通作距離及び農機具等の所有状況等から、問題はないと判断いたしました。

また地域との調和要件については、地区担当委員からの現地調査結果でも「許可相当」との報告をいただいております。また、半年程度経過後この場所について、担当推進委員へ調和要件を再度依頼します。

以上で議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明を終わります。

ありがとうございました。  
事務局の説明が終わりました。これから審議に入ります。  
ご質疑がございましたらお願いします。  
よろしいでしょうか。

委員

(「なし」の声)

議長  
(見尾田)

質疑なしと認めます。  
ご質疑がございましたらお願いします。

委員

(「異議なし」の声)

議長  
(見尾田)

異議なしと認めます。お諮りします。  
議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり承認し、許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり承認し、許可することに決定いたしました。

続きまして、日程第4 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

野崎係長、お願いします。

事務局  
(野崎)

議案書3ページをご覧ください。  
議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明いたします。  
受付番号12番、賃貸借権設定による一時転用です。  
借り人・貸し人は記載のとおりです。

土地の所在が分田字浄土橋(じょうどばし)、地目 台帳・現況がともに田、地積467㎡、これを含めまして、合計6筆で3,878㎡です。

転用目的は陸砂利採取に伴う搬出入路で、資金計画は記載のとおりです。

工事期間が令和5年7月20日から令和8年7月19日まで。

農地区分は、農用地区域内となっており原則許可できない場所ではありますが、陸砂利採取に伴う一時的な転用であり例外的に許可できるものとなっております。

場所につきましては、4・5ページの位置図・案内図をご覧ください。

水原地区 分田集落の東側、県道27号新潟安田線に接する農地です。

6ページは更正図で、申請地を太枠で囲んで表示しております。

7ページは土地利用計画図を掲載しております。

続きまして、8 ページになります。

受付番号 13 番、所有権移転による永久転用です。

譲受人・譲渡人は記載のとおりです。

土地の所在が城字腰廻（こしまわり）、地目 台帳・現況がともに田、地積 1,423 m<sup>2</sup>です。

転用目的は特定建築条件付売買予定地（7 棟）、資金計画は記載のとおりです。工事期間が、令和 5 年 7 月 5 日から令和 5 年 10 月 31 日までです。

農地区分につきましては、申請地から 300 メートル以内に阿賀野市京ヶ瀬支所があります。小・中学校など教育施設もあり、容易にこれらの施設の便益を享受することができることから第 3 種農地となり、許可可能であります。

許可基準は、開発計画、資金計画及び先ほどの要件等を確認し、計画実施は確実であると判断いたしました。

転用事由は、申請者は市内で不動産業も営んでおり、当該地は国道 49 号への交通アクセスが非常によく、周辺には学校や市役所並びに公園、図書館も近くにあることから住宅地としての需要が見込まれる最適地であることから、当該地を買い受けて 7 区画の特定建築条件付売買予定地とする計画を立てたものです。

場所につきましては、9・10 ページの位置図・案内図をご覧ください。

阿賀野市京ヶ瀬支所から北西方向、300mほどに位置しており、城集落内の場所になります。

11 ページは更正図で、転用農地を塗りつぶして表示しております。

12 ページは土地利用計画図、13 ページは排水計画図です。図のように 7 区画の造成を計画しています。生活雑排水は公共下水道へ接続します。図面の上側は道路を拡幅し、上水道、雨水排水路を設置する予定になっております。

なお、売れる見込みがない土地がある場合は建売することとなっています。

以上で議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について説明を終わります。

議長  
（見尾田）

ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。

この案件につきましては、現地調査を実施しておりますので、現地確認報告をお願いいたします。

1 2 番案件について、9 番 阿部委員より、現地確認報告をお願いします。

委員  
（阿部）

9 番 阿部です。1 2 番案件で、事務局が説明したとおりなんですけれども、一時転用の期間が切れて再申請と言うことで、見てまいりました。

十分信用のおける業者で有りますし、また、ここしかないと言うことで、十分周りの農地にも配慮していますので、問題無いもので見てまいりました以上です。

議長  
（見尾田）

1 3 番案件について、7 番 本間委員より、現地確認報告をお願いします。

委員  
（本間）

7 番 本間です。事務局の説明どおりではありますが、1 0 ページの案内図の申請地を見ていただくと両となりも住宅、奥も住宅となっておりますし、1 3 ページの排水計画図、雨水、上下水道、問題無いと見てまいりました。なお、皆様の慎重なる審議よろしくをお願いします。

議長  
(見尾田)      ありがとうございました。  
 現地確認報告が終わりました。これから審議に入ります。  
 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご質疑  
 がございましたらお願いいたします。  
 よろしいでしょうか。

委員                    (「なし」の声)

議長  
(見尾田)      質疑なしと認めます。お諮りします。  
 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、原案の  
 とおり承認し、許可することにご異議ございませんか。

委員                    (「異議なし」の声)

議長  
(見尾田)      異議なしと認めます。  
 したがって、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請  
 について、原案のとおり承認し、許可することに決定いたしました。  
 ここで、説明員を交代いたします。

— 説明員      交代      齋藤係長 —

議長  
(見尾田)      続きまして、日程第5 議案第3号 農業経営基盤強化促進法の規定によ  
 る農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。  
 事務局の説明をお願いします。  
 齋藤 係長、お願いします。

事務局  
(齋藤)      議案第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画  
 の決定について 説明申し上げます。  
 今月の受付状況は、

|           |         |         |                           |
|-----------|---------|---------|---------------------------|
| 賃貸借権設定    | 1 件     | 1 筆     | 844.00 m <sup>2</sup>     |
| 農地中間管理権設定 | 1 0 4 件 | 7 5 8 筆 | 723,485.36 m <sup>2</sup> |

はじめに賃貸借権設定の案件です。15ページをご覧ください。  
 更新案件については、説明を省略させていただきます。

議長  
(見尾田)      続きまして、農地中間管理権設定です。  
 16ページをご覧ください。  
 公社借入及び公社貸付の案件ですが、市が令和5年7月10日に公告をおこ  
 なうことから期間については、令和5年7月10日から開始となっております。

議長  
(見尾田)      それでは、公社借入の案件です  
 1番から58ページ52番まで 52件  
 新保字駒込 外378筆 361,742.68 m<sup>2</sup>  
 続きまして、公社貸付の案件です。  
 58ページ53番から101ページ104番まで 52件  
 新保字駒込 外378筆 361,742.68 m<sup>2</sup> です。

議長  
(見尾田)      以上で、農用地利用集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法  
 第18条第3項の要件である 農用地利用集積計画の内容が、基本構想に適

合するものであること

利用権の設定等を受けた後において、備えるべき要件である 農用地のすべてを効率的に利用して、耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

農作業に、常時従事すると認められること。

利用権の設定等を受けた後において、農作業に常時従事すると認められない場合の備えるべき要件である 地域の農業者との適切な役割分担の下、継続的 かつ安定的に農業経営を行うと 見込まれること。

利用権を設定する土地について、関係権利者 全ての同意が得られていることの各要件を 満たしていると考えます。

また、地域との調和要件については、地区担当委員からの現地調査結果でも、許可相当と報告をいただいております。

以上で、議案第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による 農用地利用集積計画の決定について説明を終わります。

議長  
(見尾田)

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

なお、農地中間管理権設定の65番案件から80番案件、82番案件の譲受人は、新規参入であります。

先に、農業参入審査会を実施しておりますので、皆川農地部長から報告があります。

皆川農地部長お願いします。

事務局の説明が終わりました。

委員  
(皆川)

8番 皆川です。それでは、報告いたします。

申請者から提出がありました、新規参入に係わる営農計画に基づき、令和5年2月22日、6役と事務局と農林課企画係長で審査いたしました。

申請者は、議案書の議案第3号 65番案件から80番案件、82番案件による農地中間管理権設定の譲受人です。

それでは、審査会の報告をいたします。申請者である法人は、阿賀野市で新設の農地所有適格法人 新規参入のため営農計画書の提出がありました。

新設法人 農事組合法人 米道楽 は、構成員4名で全員が役員であります。まず、農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人の要件である

法人形態、事業、構成員、役員を精査したところ規定を満たすものであります。また、新潟かがやき農業協同組合代表理事組合長より営農収支に関する事項、地域との調和要件に関する事項、全部効率利用に関する事項、農業常時従事に関する事項、全ての項目について、適当であると意見が付されております。審査会では、阿賀野市農業委員会農業参入の申請等に係わる取り扱い基準第5条の審査基準に適合するため、計画書の内容は、妥当のものと判断いたしました。以上報告を終わりますが、皆様の慎重なる審議をよろしくお願いします。

議長  
(見尾田)

ありがとうございました。

新規参入審査会報告が終わりました。

これから審議に入りますが、農地中間管理権設定の62番案件の譲受人は推進委員の8番 伊藤推進委員が関係者であります。

農業委員会等に関する法律第31条で規定されている「議事参与の制限」に該当しますので、当該関係委員は退室し、該当する案件から先に審議をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。



|             |                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 委員          | (「異議なし」の声)                                                                                                                                                                                                                                                |
| 議長<br>(見尾田) | <p>異議がないようですので、そのようにいたします。</p> <p>はじめに、農地中間管理権設定の62番案件を審議いたしますので、8番伊藤推進委員の退室をお願いいたします。</p> <p>— 8番 伊藤推進委員 退室 —</p> <p>8番 伊藤推進委員が退室されましたので、農地中間管理権設定の62番案件について審議いたします。</p> <p>ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>よろしいでしょうか。</p>                                   |
| 委員          | (「なし」の声)                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 議長<br>(見尾田) | <p>質疑なしと認めます。お諮りします。</p> <p>農地中間管理権設定の62番案件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。</p>                                                                                                                                                                              |
| 委員          | (「異議なし」の声)                                                                                                                                                                                                                                                |
| 議長<br>(見尾田) | <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがいまして、農地中間管理権設定の62番案件について、原案のとおり承認することに決定いたしました。</p> <p>8番 伊藤推進委員の入室をお願いいたします。</p> <p>— 8番 伊藤推進委員 入室 —</p> <p>8番 伊藤推進委員が着席されましたので続けます。</p> <p>次に、今ほど決定した議事参与の案件以外の案件について審議いたします。</p> <p>ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> |
| 委員          | (「なし」の声)                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 議長<br>(見尾田) | <p>質疑なしと認めます。お諮りします。</p> <p>先ほどの議事参与の案件以外の案件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。</p>                                                                                                                                                                             |
| 委員          | (「異議なし」の声)                                                                                                                                                                                                                                                |
| 議長<br>(見尾田) | <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがいまして、先ほどの議事参与の案件以外の案件について、原案のとおり承認することに決定いたしました。</p> <p>これで議案第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、すべて原案のとおり承認することに決定いたしました。</p> <p>ここで説明員を交代いたします。</p>                                                                           |

— 説明員 交代 五十嵐局長 —

議長  
(見尾田)

続きまして、日程第6 議案第4号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表(案)について、を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

五十嵐局長、お願いします。

事務局  
(五十嵐)

議案第4号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表(案)について、ご説明申し上げます。議案書は別冊となっております。この案件は、4月総会において原案に同意いただいた後、関係機関からの意見聴取やパブリックコメントを実施し、再度、記載例を確認しまして、修正を行ったものであります。今月の総会で、最終案として、ご審議いただくため、上程させていただいたものでございます。

なお、パブリックコメントの意見はありませんでしたが、関係機関の農林課より3ページの新規参入について意見がありましたので、ご説明いたします。

それでは、議案書別冊の正誤表をご覧ください。3ページ(3)新規参入促進、①現状及び課題になります。

現状の記載で、左から令和元年、2年、3年することが適当でないか、との意見があり上段の正のとおり修正いたしました。

次に②の目標です。3か年の平均に誤りがありましたので、17.6haに修正いたしました。

4ページの公表URLについては、事務局で、直接阿賀野市のホームページ農業委員会につながるURLに修正しました。

5ページ、目標の達成状況の評語ですが、改め記載例等を確認しましたところ、「目標に対し期待を上回る結果が得られた」となりましたので、そのように修正いたしました。

次に、推進委員等の点検・評価結果については、全体としての目標としていることから、「目標に対し期待を上回る結果が得られた」に41人として、修正いたしました。

4月総会時の原案から修正した箇所は以上のとおりでございます。

これで、議案第4号につきまして、説明を終わります。

ご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長  
(見尾田)

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

これから審議に入ります。

議案第4号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表(案)について、ご質疑がございましたらお願いいたします。

委員

(「なし」の声)

議長  
(見尾田)

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第4号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表(案)について、承認することにご

|             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|             | 異議ございませんか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 委員          | ( 「異議なし」 の声 )                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 議長<br>(見尾田) | <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第４号 令和４年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）について、承認することに決定いたしました。</p> <p>ここで説明員を交代いたします。</p> <p>― 説明員 交代 野崎係長 ―</p> <p>続きまして、日程第７ 報告第１号 農地法第１８条第６項の規定による通知について、を議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p> <p>野崎係長、お願いいたします。</p>                                                                                     |
| 事務局<br>(野崎) | <p>議案書の１０３ページをご覧ください。</p> <p>報告第１号 農地法第１８条第６項の規定による通知について説明をいたします。</p> <p>今月は４件あります。契約内容別では、</p> <p>農地法第３条の使用貸借権設定の解約が１件、農用地利用集積計画の賃貸借権設定の解約が３件です。</p> <p>解約事由は、期間満了の解約が１０３ページの４４番です。</p> <p>続きまして本人耕作のための解約が４２番、借り手の変更のための解約が４３番、</p> <p>転用のための解約が４５番です。</p> <p>詳細につきましては、記載のとおりであります。</p> <p>以上で報告第１号 農地法第１８条第６項の規定による通知について説明を終わります。</p> |
| 議長<br>(見尾田) | <p>ありがとうございました。</p> <p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>報告案件ではありますが、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>よろしいでしょうか。</p>                                                                                                                                                                                                                                         |
| 委員          | ( 「なし」 の声 )                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 議長<br>(見尾田) | <p>ご承知おきをお願いいたします。</p> <p>ここで説明員を交代いたします。</p> <p>― 説明員 交代 齋藤係長 ―</p> <p>続きまして、日程第８ 報告第２号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積等促進計画の決定について、を議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p> <p>齋藤係長、お願いいたします。</p>                                                                                                                                                    |

|             |                                                            |
|-------------|------------------------------------------------------------|
| 事務局<br>(齋藤) | <p>報告第2号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積等促進計画の決定について」報告いたします。</p> |
|             | <p>105ページをご覧ください。</p>                                      |
|             | <p>移転 41件 245筆 214,217.91㎡となっております</p>                     |
|             | <p>500番から132ページ540番まで</p>                                  |
|             | <p>移転後の開始は、令和5年7月28日、新潟県が公告をすることから、</p>                    |
|             | <p>令和5年7月29日、終了及び賃貸借料は各案件固定となっております。</p>                   |
|             | <p>以上、報告を終わります。</p>                                        |
| 議長<br>(見尾田) | <p>ありがとうございました。</p>                                        |
|             | <p>事務局の説明が終わりました。</p>                                      |
|             | <p>報告案件ではありますが、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p>                    |
|             | <p>よろしいでしょうか。</p>                                          |
| 委員          | <p>(「なし」の声)</p>                                            |
| 議長<br>(見尾田) | <p>質疑なしと認めます。</p>                                          |
|             | <p>ご承知おきをお願いいたします。</p>                                     |
|             | <p>以上で、本日の総会の案件の審議はすべて終了いたしました。<br/>ご協力ありがとうございました。</p>    |
|             | <p>－ 16時17分終了 －</p>                                        |

会議の経過を記載して相違ないことを証するためにここに署名する。

令和5年6月29日

議事録署名委員 9 番

印

議事録署名委員 10番

印

議事録署名委員 11番

印

議長  
農業委員長

